

倭国王武の上表文について

湯 浅 幸 孫

この春の学年度末の休暇で帰郷中、たまたま繁華街の書肆をひやかして、日本古代史に関する新刊書を見かけたので、三冊ばかり購入帰って読んでみた。この中の一冊は学説史の叙述が主で、倭の五王について松下見林以来の学説が概観できて、たいへん便利であった。旧説について一般的に言えることは、倭の五王に関する記事を、「晋書」・「宋書」・「南齊書」・「梁書」・「南史」等の正史に求めるにとどまり、唐代の政書「通典」、宋代の類書「太平御覧」がたまに使われ、「冊府元龜」に至っては全く考慮されていないことである。

また、倭王武の上表文中の一句「自昔祖禰」の「祖禰」を「祖の禰」の誤りと解するような、当時の中国王朝に固有な避諱の習俗を無視した謬論も、一学説として通行しているらしいことには、いささか驚かされた。「祖禰」という語は経伝に屢見する成語で

ある。祖若しくは父を謂い、父死して考と称し、廟に入りて禰という。禰は祢と書くこともあるが、尔は爾の俗字である。(因に云う、珍は俗字では弥、彌は俗字で弥と書くので、珍・彌は互に誤用されることがある。「宋書」夷蛮天竺迦毗黎国伝の「泰始二年、又遣使貢獻、以其使主竺扶大・竺阿彌並為建威將軍」の竺阿彌を、「南史」夷蛮伝に竺阿珍[△]に作るはこの例。)この上表文の文意から考えても、「祖禰」はこのままでさしつかえなく、「冊府元龜」九六三ではこの句を「自昔祖父」としているのを見るがよい。この点については後に更に詳しく述べることにした。

先づ、「宋書」を取り上げよう。梁の沈約(四四一〜五一三)の「宋書」は、北宋に至ってすでに散失多く、仁宗朝に勅撰された「崇文總目」には、「今世に伝うる所は、文多く舛失し、參補することいまだ獲ず。趙倫之伝一卷は今未闕き、謝靈運伝は文も

注も訛駁す」(『文献通考』経籍考十九引)と言い、南宋の陳振孫の「直齋書錄解題」には、「独りに到彦之伝を闕く」と言う。してみれば宋代には、すでにかなり漏脱していたことがわかる。北宋末年の人である晁説之の説く所によれば、「沈約の宋書一百卷、嘉祐末、館閣に詔して校讐せしめ、始めて学官に列す。尚お残脱駁舛多く、或は雜まじえるに李延寿の南史を以す」(『嵩山集』十二説宋書)とあるから、「南史」によって補足された部分があり、また各本とも「闕」字を注記している個所もある。嘉祐末に於ける校讐に参加したと思われる鄭穆(一〇一八〜一〇九二)の校語が卷四十六の趙倫之伝の巻尾に有り、「臣穆等、高氏小史を案ずるに、趙倫之伝の下に到彦之伝あり、しかるに此の書独り闕く。約の史法に、諸帝は廟号を称し、魏を謂いて虜と為す。今、帝に帝号(『諡号』)を称し、魏を魏主と称し、南史と体同じく、伝末に又た史臣の論なし、疑うらくは約の書に非ず。然れどもその辞や南史と異り、故に特にこれを存す」と述べていることは注意するとよい。(因に言う。帝号は天子の称号の意。秦王政が始皇帝と称し、北宋の趙佶が教主道君皇帝と号したのは帝号であるが、ここで帝号と言っているのは諡号に同じ。秦は諡法を廢したけれども、漢以後はこれを復し、天子の崩後に尊諡を上るることになっていた。さらに太廟に升廟して特に名号を立て、これを廟号と言

う。廟号を帝号と称することもある。史を読むもの知らざるべからず。) 今本では卷四十六に趙倫之伝・王懿伝・張邵伝があり、趙倫之伝の次に在るべき到彦之伝を闕いている。しかし、司馬光(一〇一九〜一〇八六)奉勅撰の「通鑑考異」宋紀上の元嘉五年の「十月徐州刺史王仲徳伐魏」条下の注に、「宋書仲徳伝闕」とあるから、「通鑑」が作られた当時すでに王懿(字は仲徳)の伝は闕けており、「南史」の本紀列伝にも、この年に王仲徳が魏を伐ったことは載せていないために、「通鑑」は「魏書」本紀(即ち、世祖太武紀)に従ったことを記録している。今本「宋書」の王懿伝は、「南史」のそれとは文字にかなり異同があり、何書に従って補ったか定かでない。又た、張邵伝は「南史」から補ったらしいが、今本「宋書」では張邵の子敷・邵の兄の子暢の伝が張邵伝に附載されているのに、別に独立して、卷五十九に張暢伝が、卷六十二に張敷伝が存在する。これは張邵伝を「南史」から拾って補った時に、併せて敷・暢の伝も収めてしまったために、同一人の伝が重出するという不手際が生じたのであろう。卷五十九・六十二の巻尾には史臣の論が附いているから、これ等の巻は沈約の「宋書」に固有の伝であったと考えられる。到彦之伝は「南史」や「高氏小史」によって補うことができたのに、何故か今本「宋書」には無い。「高氏小史」の著者高峻は「新唐書」芸文志によ

ると、唐の元和中の人であるというが、この書についてはすでに詳しいことは分らない。沈約の「宋書」の残欠せる部分で後人が補綴したのは、これだけではなかったであろう。

いったい「宋書」は、沈約の自序によると、斉の武帝の永明五年(四八七)春に勅を奉じて編修を始め、六年二月には功を畢せている。本紀列伝凡そ七十巻が約一年で完成したことになる。(永明六年にこの書を奏呈した時には諸志は無く、七十巻であったことは、「冊府元龜」五六一に引く表文の末尾に、「本紀列伝原欠、

繕写已畢。合七帙七十巻、臣今謹奏呈、所撰諸志、須成統上」とあるによって明白である。今本「宋書」自序では各本とも「七帙」を「志表」としているが、これではすぐ下に「所撰諸志、須成統上」と言うのと整合しないし、「宋書」に表は無い。浅人の妄改する所か。修史の事業としては前後にその例を見ないほど短時間にてき上っている。それというのも自序の文意を案ずるに、沈約の書は多く徐爰の旧本を取り、これを増刪したからである。徐爰は何承天・山謙之・蘇宝生等の述べる所をまとめて一史を勅成したが、「永光より以来、禪譲に至るまで十余年内は、闕きて続せず、一代の典文、始末いまだ挙げず」と言うから、宋の前廢帝(劉子業)の永光元年(四六五)より亡国に至る十余年間は、徐爰の「宋書」には記載を欠き、永光以後の紀伝は蓋し沈約の新に

補う所である。

「太平御覽」は、北宋の太平興国二年(九七七)に編修が開始され太平興国八年(九八三)に脱稿しているが、この類書では徐爰、沈約の「宋書」のほか、南斉の孫敞、王智深、梁代の王琰の「宋書」を引用している。また、梁の裴子野の「宋略」、王琰の「宋春秋」も引く。この中、王琰の「宋書」と「宋春秋」とは同一の書であろうし、王智深の「宋書」とは「南斉書」本伝に見える「宋紀」三十巻のことであろう。(「御覽」清刊本では王琰を王玉としているのは嘉慶帝の諱琰を避けたのである。玉が王琰の字であった象跡はない。)裴子野の「宋略」については、唐の劉知幾の「史通」六家篇に「大抵皆な左伝に依りて以て的準と為す」と言うから、王琰の「宋春秋」と同じく編年体の宋史であった。劉氏はまた古今正史篇で沈約の「宋書」とならべてこれを批評し、「齊に至り著作郎沈約、更に遺す所を補綴し、新史を製成す。義熙の隆号より始めて昇明三年に終り(晉安帝義熙元年四〇五)宋順帝昇明三年(四七九)、紀十、志三十、列伝六十、合せて百巻を為り、名づけて宋書という。永明末、その書既に行われ、河東の裴子野さらに刪りて宋略二十巻を為る。沈約見て歎じて曰く、吾が逮おぼばざる所なりと。是より世の宋史を言うもの裴の略を以て上と為し、沈の書これに次ぐ」と見るべし「宋略」は唐代でも評

判のよい宋史であったようである。「通鑑考異」にも「宋略」は処々に引用されているし、高似孫「史略」四に見える「通鑑」参攷書の中にも「宋略」と「高峻小史」とが挙げられている。司馬光等が「資治通鑑」を編纂した時、これを利用していたことは注意するとよい。(「通鑑」宋紀十・十四・十五に「婁子野論曰」として「宋略」を引いている。又た「通典」・「文苑英華」にも引く。)

処で、「宋書」夷蛮伝は、永光以後の記事を含み、史臣(沈約)の論贊があるから、もともと沈約の書であると考えてよい。(永光より昇明三年までは沈約の新作と考えられることは既に述べた。)しかし宋の諸帝について、或は廟号を称し、或は諡号を称し、統一がない。沈書の紀伝の本文を見ると、諸帝は皆な廟号を称しているから、廟号を称することが沈氏の義例である。既に清代の史家錢大昕は「廿二史考異」宋書少帝紀の条に於いて、「案ずるに、紀伝に諸帝を書するに、皆な廟号を称す。独り此の紀に武帝と(諡号を)称するもの四、しかも仍お高祖と(廟号を)称するものあり、……全く休文(『沈約の字』)の例に非ず」と言い、更に諡号と廟号とが錯綜して用いられている箇所を挙げ、「此れ史例に於いて殊に譲す可きとなす。或は後來の校書するもの意を以て輒ち改むるか、休文の本意に非ず」と論じている。蓋し、既に久しく残欠した篇を、後人が他書より雜采してこれを補ったがた

めに、義例に乖舛する結果となったこともあろう。それに沈約は宋・斉・梁の三朝に歴仕し、「宋書」は齊代に作られ、沈約は梁に仕えて武帝の天監十二年に卒しているから、武帝の父蕭順之の諱は避けたにもかかわらず、今本「宋書」夷蛮伝では、百濟伝に「累葉思順」とあり、順之の諱を犯すこととなるし、倭国伝の「王道融泰」の句は、斉の高帝蕭道成及び和帝蕭宝融の諱を犯すことになる。これ等は後人により字が改められたか、後世の史料によって補われた結果であらう。

殊に倭国伝で注意すべきは、「宋書」夷蛮伝は諸帝について廟号(高祖・太祖・世祖・太宗等)を称し、關婆婆達国伝・師子国伝に引く国王の上奏文には「大宋揚州大國大吉利天子」・「謹白大宋明王」等の句が見え、宋朝の実録によったことを示唆しているが、倭王武の上奏文を引く「順帝昇明二年(四七八)」の条だけは諡号を称していることである。もともと、宋が滅んで間もない齊の高帝の建元元年(四七九)五月に、宋帝が年十三で薨じ、蕭氏(齊帝)が追諡して宋の順帝と謂ったのであって、順帝には廟号は無いが、倭王武の上表文が今本「宋書」に見えるような形で、はじめから夷蛮伝に収められていたのか否かは、たいへん疑わしい。

疑いの第一は、「宋書」順帝紀には、すでに(「昇明二年)五月戊午。倭國王武、使をして方物を獻せ進め、武を以て安東大將軍

と為す」とあり、倭王武の記事としては倭国伝と重複することである。宋王朝にとってさして重要でないこの種の記事を疊用することは、良史の法とは言い難い。本紀にあれば足りる。

第二は、この倭王武の上表文は文章の内容から区分すると、「封国偏遠、作藩于外、……驅率所統、帰崇天極」の前半に、「道逕百濟」以下の後半の文章が続くが、この続き方はまことに唐突で、前後の脈絡がつけにくいことである。前半の文章の大意をかいつまんで述べると、「わが倭国は宋王朝の都よりは遠く離れています、(宋の皇帝の)王道は広くゆきわたり、わが祖先代々朝貢を怠りませんでした。臣某といたしましても先緒を継ぎ所部を率いて天朝に帰向いたします」ということで、これでまたまったひとくりの文章である。(因に言う。私の読んだ限りでは、この上表文については非常識な誤訳が通行しているようである。後にやや詳しく考釈する。)ところが後半では、高句麗の百濟への侵攻によって進路を塞がれたので、臣は父兄の志を承けてこの強敵を摧きたいと訴えている。この文章は「道逕百濟」の前にある幾句かが残欠したのではないかと思われるが、そうだとしても、前半とは全く時代を異にする記事ではないかと考えられる。何となれば、前半では祖父より以来、東西の戎夷を征し、海を渡って九十五ヶ国を平げたところなのに、後半では父兄は高句麗との

戦いの途中で志を得ずして死没したと述べているからである。前半と後半とはちがうである。

第三は、北宋の真宗朝に勅撰された「冊府元龜」九六三外臣部に引く倭国の朝貢の記事では、今本「宋書」に見える倭王武の上表文の前半と殆ど同じ文章が、太祖文の元嘉二年(四二五)の倭王讚の上表文として収録されていることである。もし前半が倭王讚の上表文だとすれば、第二の疑いは渙然として氷積する。

「冊府元龜」が何を参拠書としたかは既に不明であるが、「通鑑」も用いた「宋略」や「高氏小史」であったかも知れぬ。「冊府元龜」の引用の仕方からして、編年体の史書より引くのが便利であったと思われる。「冊府元龜」の撰修は、「統通鑑長編」六十一に、「景德二年秋九月」丁卯、資政殿學士王欽若・知制誥楊億をして歴代の君臣事跡を修めしむ」とあるのがその発端で、同書八十一に「大中祥符六年秋八月」壬申、樞密使王欽若等、新に編修せる君臣事跡二千卷を上る。上、親ら序を製し名を冊府元龜と賜う」という。南宋の王明清の「揮塵錄」後録一に、太宗の太平興國中に編修されたように述べているのは、蓋し伝聞の誤りである。「太平御覽」よりは晩出の書である。

第四に、「太平御覽」七八二東夷部で倭国の記事を載せるのに、「後漢書」・「魏志」・「南史」・「北史」等を引くのみで、より充実

した「宋書」からは全く引かず、武の上表文も「南史」から引いていることである。これは「宋書」倭国伝が当時既に残欠していたからで、後に「南史」によって補綴されたのであろう。唐の杜佑の「通典」边防典の倭国王武の記事も、唐初に作られた「南史」に拠ったと考えられる。さきに引いた鄧穆が「宋書」を校讐したのは、「太平御覽」の修成よりは後であることに注意するとよい。「北宋の仁宗朝に勅撰された「崇文總目」に、「宋書」について、「今世に伝うる所は、文多く舛失し、參補すること未だ獲ず」と述べていることは既に引用しておいたが、「總目」も「御覽」よりは晩出の書である。）

以上、「宋書」に見える倭王武の上表文に關して四つの疑いを指摘したが、これらを綜合して考えられることは、(一)「宋書」に引く倭王武の上表文の前半は、「冊府元龜」が引いているように、倭王讚の上表文であり、(二)後半の文章は倭王武の上表文であるが、「道逕百濟」の前の文章は既に早く残欠していた。(三)この二つの上表文を結びつけてひとつにし、倭王武の上表文としたのは、唐初に「南史」が作られた時で、北宋に入って「太平御覽」が作られた時には、「宋書」はまだ残欠したままで、補綴されていなかった。この三つであらう。

今、「冊府元龜」九六三に見える倭王讚の上表文を掲げ、若干

の考釈を加えておく。

是年(文帝元嘉二年)倭国王倭讚遣使奉表獻方物。表曰。封国偏遠。作藩于外。自昔祖父。躬擐甲冑。跋涉山川。不遑寧处。東征毛人五十五国。西服衆夷六十六国。渡平海北九十
五国。王道融泰。廓土遐纒。累葉朝宗。不遑于歲。臣雖下愚。忝紹先緒。驅率所統。婦崇天極。詔除都督倭新羅任那加羅秦
韓慕韓六国諸軍事安東大將軍倭王。(抛景明刊初印本)

原文は、葉字を業に作り、韓慕は韓を朝に作り、慕字を欠き、都督の都字及び諸軍事の三字を脱しているので、「南史」倭国伝によって補正した。この文章は言うまでもないことだが、封国の主である倭王が宋の天子に奉る表という形式を取っている。中華思想をもち、一君万民を立てまえとする中国王朝では、封国の主はもとより、たとえ純然たる外国の主や使臣でも、中国の天子に對しては臣礼を取ることが求められる。中国側では主觀的に、中国と對当な外国の存在を認めないからである。国交はだから中国の天子に對する朝貢という形式を取る。封国の主は宋の天子に對し「臣某」と称し臣礼を取る。皇后や皇太子でも、天子に對する限り「臣」であり、もし上表文を作れば、天子を「皇帝陛下」とか「聖主」と呼び、「愚妾」とか「臣某」と自称する。このことを念頭において読まねばならぬ。

さて、「偏遠」は、遠いこと。偏も遠の義で、「後漢書」東夷伝論贊の「眇眇偏訳」の注に、「偏、遠也」という。藩は、藩と通用。「躬擐甲冑、跋涉山川」は、「左伝」成公十三年の「文公躬擐甲冑、跋涉山川」の句を用いた。「不違寧処」は、「詩」召南殷其雷の小序に見える語であるが、漢籍ではよく用いられる。例えば「後漢書」徐釋伝に、「何為栖栖不違寧処」と。「王道融泰」は、宋の天子の王道は広くゆきわたっている意。融・泰ともに通の義。「文選」に載せる何晏の「景福殿賦」の「品物成融」の李善の注に、「融猶通也」と。又た「広雅」釈詁に、「泰、通也」とか、「周易」序卦に、「泰者通也」とある。従来、倭国王の王道の意に解しているらしいが、とんでもない誤解だ。ここでは倭国王は「臣」であり、宋の天子の政教を称美する意味で王道の語を用いた。王道は王者が行う所の仁政をいう語。「廓土遐畿」は、倭国の疆域は天子の都より遠い意。「畿」は「説文」に、「天子千里の地、遠近を以てこれを言え、則ち畿と言ふ」（天子千里地以遠近言之則言畿）と。天子に最も近いという意味で畿と言ふのは、畿と近とは古音が近いからである。都を囲む千里四方の天子の直轄地を畿と言ふ。廓土は、がららしい土地を開拓することであるが、ここは開かれた倭国の疆域を言ふ。「遐」は遠い意。空間的にも時間的にも遠い意に用いる。「爾雅」釈詁に、「遐、

遠也」と。「魯」は、「愆」の籀文。（「説文」心部愆字の下に見える。）「詩」大雅抑の「不愆于儀」を、「礼記」縉衣に引いて「不魯于儀」に作る。鄭玄の注に「魯、過也」という。あやまつ義。「南史」では愆に作る。此処の四句は、「王道は融泰なり、廓土は畿に返さずも、累葉朝宗して、歳に愆たず」と訓むとよい。これまで、「王道融り泰く、廓土遐かなる畿、累葉朝宗して歳に愆たず」（末松保和「任那興亡史」九九頁）とか、「王道は侵透し王威の及ぶ所を広くし、畿（おひぎもと）をそれだけ広げています」（藤間生大「倭の五王」九六頁）と説いている。眉に唾をつけ、数回読み返してみたが、なぜこんなことになるのか、私には理解できなかつた。驅率は、驅使率領の義で、ひきつれて意のままに使うこと。帰崇は、帰向したつとぶ。天極は、天道。天の立てた秩序。中正至極の道德的標準の意。南宋の朱熹は「皇極弁」で、「極とは、至極の義、標準の名、常に物の中央に在りて四方よりこれを望み、以て正を取るものなり」と説いている。「宋書」礼志に、孫権が初めて尊号を称し南郊に祭つて天に告ぐ詞に、「謹みて元日を扱ひ、壇に登つて柴燎し、皇帝の位に即く。唯だ爾し有神これを饗けよ。有呉を左右にし、永く天極を綏んぜん、又た黄回伝の「僭侮すること厭く無く、天極を顧りみるなし」の天極は、みな同じような意味である。「國語」越語下に見える「天

極を過ぐる無く、数(≡定命)を究めて止む」の韋昭の注に、「天道の至る所を過ぐる無く、その数を窮めて止むなり」という。以上で倭王讚の上表文は終わっているが、この後は残欠していたかも知れぬ。都督諸軍は、「宋書」百官志によると、使持節が上で、持節がこれに次ぎ、仮節が下である。晉の東遷以来、都督中外諸軍が尤も重んぜられた。東晉では元帝の時に宰相であった王導ただ一人がこれに任ぜられたのみ。宋朝では人臣にして都督中外となつたものは無い。持節都督、安東大將軍はともに品秩第二。「南史」によると、「文帝の元嘉二年、讚また司馬の曹達をして表を奉じ方物を献ぜしむ」とあるから、この上表文はその時のこととなる。倭国からの使者は、司馬であつた曹達を介して、倭国王の書を奉呈したのである。「通典」職官典州郡總論郡佐の条に、「司馬は、本と武を主とするの官。魏晉より以後、刺史は將軍を帯び府を開くもの多く、則ち府僚の司馬を置く。軍府の官なり。軍事を理む」と。「宋書」百官志に、「公府の長史・司馬、秩千石」という。某氏の著書に、「倭王の讚は元嘉二年(四二五)にも、司馬の曹達を宋に遣わして、上表して方物を献じた」と説明しているのは、誤読であろう。「南史」・「宋書」の「讚又遣司馬曹達奉表献方物」の遣字は、先秦以来、使・令と同類の詞で、わが國語のシム・セシムの用をする助辭である(王力「漢語史稿」中冊

四三八頁・大典「文語解」二)。倭国から曹達が出むいたとは考へ難い。この種の遣字の用例を挙げると、「墨子」非儒下に、「乃遣子贖之齊」(乃ち子贖をして齊に之か遣む)、「史記」淮陰侯伝に、「乃遣張良往立信為齊王」(乃ち張良をして往きて信を立て齊王と為さ遣む)、韓信伝に「韓王成以不從無功、不遣就國」(韓王成は從はず功無きを以て、國に就か遣めず)、敵武「軍城早秋」詩に、「莫遣沙場匹馬還」(沙場の匹馬をして還ら遣むる莫かれ)などこれである。

次に「南史」・「宋書」では倭王武の上表文とする後半の部分を引きいて考釈を加えておく。「宋書」の方がやや詳しいのでこれによることにしよう。

(……原欠……) 道逕百濟。裝治船舫。而句驪無道。凶欲見吞。掠抄辺隸。虔劉不已。每致稽滯。以失良風。雖曰進路。或通或不。臣亡考濟突忿寇讎。雍塞天路。控弦百萬。義声感激。方欲大舉。奄喪父兄。使垂成之功。不獲一篲。居在諒闇。不動兵甲。是以偃息未捷。至今欲練甲治兵。申父兄之志。義士虎賁。文武效功。白刃交前。亦所不顧。若以帝德覆載。摧此強敵。克靖方難。無替前功。竊自假開府儀同三司。其餘咸各假授。以勸忠節。

「道逕百濟」の逕字は、「宋書」の各本とも遙字に作るが、「南

史」・「通典」辺防典倭国伝により逕に改めた。逕は字また逕に作り込に作る。「広雅」釈詁に「逕、過也」と。とをりぬける義。

「装治船舫」は、「南史」は「装飾船舫」に、「通典」は「装船理舫」に作る。ともに唐の高宗の諱治を避けたのである。「練甲治兵」も、「南史」はただ「練兵」とし、「通典」は「練甲理兵」に作る。また唐の高祖の祖は虎と言うので、「義士虎賁」の句は「南史」・「通典」には見えない。ことさらに省略したのである。

(唐人は虎字を改めて、獸・武・豹・彪に作ることもある。)「凶欲見吞」は、分りにくい語であるが、「欲を凶り吞を見す」の意か。貪欲にも百濟を併吞する勢を示したことであろう。虔劉は、

「左伝」成公十三年の「虔劉我辺垂」の杜注に「虔・劉、皆殺也」と。稽滯は、稽遲滯滯の義で、とどまる・とどこおる。良風は、

東北風。「宋書」の各本とも良風に作るが、それだと良い風俗の意になり、前後の文意に照して妥当でない。良・良は、字形似て誤る。約三四十年後のことであるが、藤原常嗣を大使とする遣唐使船の航海の様子が円仁の「入唐求法巡礼行記」に、「承和五年(八三八)六月十三日午時。第一第四兩船諸使駕船。縁無順風。停宿三箇日。十七日夜半。得嵐風上帆揺櫓行。巳時到志賀嶋東海。為無信風。五箇日停宿矣。廿二日卯時。得良風進発。更不覓浪。投夜暗行。廿三日巳時。到有救嶋。東北風吹。征留執別。比至酉

時。上帆渡海。東北風吹。入夜暗行。兩船火信相通」へ承和五年六月十三日午時、第一・第四兩船の諸使は船に駕す。順風なきにより停宿すること三ヶ日。十七日夜半、嵐風を得て帆を上げ櫓を揺がして行く。巳時、志賀嶋の東海に到る。信風(≡東北風)なきが為に五ヶ日停宿。廿二日卯時、良風を得て進発し、更に澳(≡船舶の停泊できる処)を覓めず、夜に投じて暗きを行く。廿三日巳時、有救嶋に到る。東北風吹き、征くと留ると別を執る。

酉時に比至り、帆を上げ海を渡るに、東北風吹き、夜に入りて暗きを行く。兩船の火信あい通ずと見える。信風は唐人の語で、東北風のことである。当時、唐に向う船舶は、東北風が吹くと帆を上げて出発し、風が止むと停泊し、できるだけ陸地の近くを進んだものと思われる。五世紀の倭国の使者は先ず百濟に渡り船舶をととのえ、東北風を利用して黄海を横ぎって大陸に近づき、中国の東海を陸地ぞいに進み、長江の江口から江を遡って建康に行くか、杭州湾から上陸して陸路を建康へ進んだのであろう。「雖曰進路」は、たとえ路を進んでもの意。「臣亡孝濟」は、臣の亡父濟の意であるが、濟は、従来言われて来たように亡父の名ではあるまい。当時の中国の風習として子は父とか祖父とかの名は直書しないからである。会話の場合でも、自分や相手の父や祖父の名と同字・同音字を不用意に口にすることは蔽に戒められた。ま

してや父祖の名諱を直書することは、孝道に悖戻する行為であり、名教の罪人である。(生きて名と謂い、死して諱と謂う。)[「宋書」が倭王武の上表文として引く「自昔祖禰」の祖を禰の誤写とするような説は、中国社会に固有な避諱の習俗を無視した紙繆の説である。今、六朝時代の史籍から二三の例を引いて説明しておく。

(因に祖禰を祖禰と解する説は、笠井倭人「研究史倭の五王」に詳しく紹介しているから、此処には贅言せぬ。) 先ず、「宋書」王景文伝にその長子のことを述べて、「長子綯[△]字は長素。年七歳、論語を読みて〈周監於二代〉に至り、外祖何尚之これに戯れて曰く、〈耶耶乎文哉〉と。綯即ち答えて曰く、〈草翁風必偃〉と」見える。これは七歳の王綯が「論語」を読んで、八倍篇の「周は二代に監みて……」という所まで来たとき、そばに居た母方の祖父何尚之が孫に戯れて、「耶耶乎^{やや}として文なるかな」と言ったので、綯はすかさず「草翁風必偃^{さうふうひへん}」とやり返したという話である。「論語」の句はもちろん「周は二代に監みて、郁郁乎^{ふふ}として文なるかな」であるが、郁字を用いては綯の父王戡^{わい}、字は景文の名を犯すことになる(戡・郁はともに於六切)。そこで何尚之はことさらに郁と字形は似ているが音声の異なる耶字を用いた。そこで綯はすかさず顔淵篇の「草尚風必偃^{さうふうひへん}」(草、風を尚^ううれば必ず偃^{やす})を引き、祖父何尚之の尚字を避け、老人を意味する翁字に

代えたのである。(この話は「南史」王戡伝にも引いている。「宋書」では王戡を必ず景文と字^{あざな}で表現しているのは、宋の明帝の名感を避けてのことである。「南史」は唐人の撰述なのでその必要はない。)[「南史」王僧虔伝に、謝鳳の子の超宗がかつて王僧虔を訪ねて僧虔の子の慈の部屋に到り、「卿の書は虔公(の書)に何如」と問うたところ、「慈の書は大人(父)に比すれば、雞を鳳[△]に比するが如し」と返されたので、超宗は狼狽して退いたという。これは、虔公と父の名を口にされたので、この無礼ものとはばかり、相手の父の名鳳を用いて切り返したのである。宋の劉義慶の「世説新語」にも盧志と陸士衡との間に起った同様の話柄を取めている(盧志於衆坐問陸士衡曰。「陸遜・陸抗是君何物」。答曰。「如卿於盧毓・盧斐[△]」。士龍失色)。これも自分の祖父と父との名を相手が不用意に口に出したので、相手の祖父・父の名を出して答えたのである。「北史」儒林伝に、北齊の儒宗として当代に聞えた熊安生が、徐雄と和安の二人に対面した時、自ら触触生と称したので群公これを晒^{あざわら}うと見える。雄と熊とはともに羽弓切で同音の字。徐雄と和安の二人の前では、自ら熊安生と名のことは礼を失うるので、彼は「触触生」(二人の名に抵触するもの意)と名のつたのである。もちろんこれは大へん謹厳な態度であるが、触触生(chu chu sheng)は恰もどもりが畜生(chi

shang)と言ったように聞えたから、思わず群公の晒いをさせただのである。畜生は、後世の王八・烏龜に類する野卑な罵言で、すでに漢代から用いられている。唐の劉知幾の言に、「学子名母は、必ず責むるに名教を以てし、実に三千の罪人なり」(「史通」序伝)とあるが、学子名母とは「戦国策」魏策に見えることで、宋人で学を修めたものが母を呼ぶのにその名を称した故事を引き、かくの如きは礼教に背く行為で不孝の大なるものであることを戒めたのである。中国では秦漢より清末に至るまで、いわゆる「避諱」の習俗は嚴重に守られ、当代の君主や所尊の名を直書することはできなかつた。この上表文はととのつた雄勁な漢文で書かれているから、「臣亡考濟」は中国風に諡号或は王号のつもりで済と書いたのであって、武の父の名が済であることを意味するとは、とうてい考え難い。(この上表文は倭人が書いたのではなく、宋の鴻臚の属官が倭国の使者の口上を聴いて文章にまとめたのである。史書に取める際、さらに潤色が加えられたかも知れぬ。)「済」はがらみ水の名であるが、水に從い齊声の字で、齊字と通用される。齊は「諡法」(「周書」諡法)に、「執心克莊を齊と曰う」・「資輔共就を齊と曰う」とあり、諡号に用いられる字であるから、この済字も諡号として用いたのかも知れぬ。「武」も「諡法」に見える字で、中国では諡号に用いられる。済が王号である

のか、諡号であるのか、なお検討を要するが、私がここで言いたいのは名ではない、ということである。当時の倭国王には諡号を贈る風習は無かつたであろうが、中国に采貢した倭国の使者は、中国の風習に從つて諡号や王号を稱謂として用いたのではあるまいか。漢文で「上表文」を書く場合には、当時の中国王朝の礼儀作法にかなない、文章の正軌にかなつた表現をしたはずである。從つて済字を手がかりとして、倭国王の固有の國語名と済字との間に音韻上の類似点を求め、済なる人物を比定することは見当違いであらう。このような方法ではなく、内外の史料に見える倭国王の事迹を尋ね、済が誰にふさわしく、誰と時代が合致するかを考察すべきであらう。ややわき道にそれたが表の本文にもどらう。

天路は、はるかに遠い路。例えば、張衡の「西京賦」に「往昔の松喬を美とし、羨門を天路に要む」と。天子の政道の意に用いることもあるが、ここはそうではない。「控弦百万」は、兵卒の多いこと。控弦は、弓を引くこと。引伸して兵卒の称とする。「説文」に「控は、引なり。手に從い空声。詩に曰う、大邦に控くと。匈奴弓を引くを控弦と曰う」と。「帝徳覆載」は、帝王の徳の広大なことを言う。覆載は、天覆地載——天の如く覆い地の如く載せる意。開府儀同三司は、職掌の無い名目だけの官で、儀制は三司に同じく、位は三司に次ぐ。三司は三公、太尉・司空・

司徒をいう。魏晉以後、將軍になると府を開き自ら部下の官員を
置署したので開府の称がある。この官の沿革については、「通典」
三四職官一六に詳しく見える。倭王武の除せられた安東大將軍・
使持節都督と同じ二品官であるが、主として功臣に与える名譽職
であるから、倭王に認めなかったのは当然であろう。「其餘威各
假授」の各字は、「南史」・「通典」辺防典によって補った。

南齊の太祖の建元元年(四七九)、倭王武はさらに号を進めて鎮

東大將軍になったという(『冊府元龜』九六三)。この記事は「南
齊書」東南夷伝のそれと一致する。

① 宋王朝の世の人は大宋と言う。大はその時代の王朝に対する美称。
齊・梁の人はただ宋と言う。

② 嵐風は和語で強風の意であろう。漢語では用いない。

(京都大学文学部教授